

## 競技者登録に関する施行細則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

### 1. 競技者登録

- 1.1 「競技者登録に関する規則」3.1 項における正会員が妥当と認める範囲は、以下を基準とする。
  - (1) 正会員に所属するクラブ員であること
  - (2) 過去において居住、勤務または就学していたこと
- 1.2 競技者登録は1年単位の年度更新であり、有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。日本オリエンテーリング協会（以下、JOA という）は、前年度2月1日から当年度1月末日まで登録を受け付ける。
- 1.3 受付日をもって登録日とし、年度途中で登録した場合は、登録日の翌月から有効となる。
- 1.4 競技者登録した者は、公認大会のEクラスおよびAクラスに出場することができる。ただし、Eクラスへの出場に一時登録は認められない。
- 1.5 公認大会に出場するためには、競技者登録が当該大会のエントリ時点で有効でなければならない。

### 2. 登録手続き

- 2.1 競技者登録をしようとする者は、所定の競技者登録申請書に必要事項を記入し、登録料を添えて、いずれかの正会員またはJOAに申し込む。
- 2.2 申込みを受けた正会員またはJOAは、6項に従って競技者に競技者登録番号を付与する。競技者登録番号の重複を避けるため、正会員が受け付けた場合には6桁目に0～4、JOAが受け付けた場合には5～9を使用する。
- 2.3 競技者登録を受け付けた正会員またはJOAは、ただちに競技者番号を競技者に通知する。競技者登録を受け付けた日を以って登録日とする。
- 2.4 正会員およびJOAは、毎月末日までに競技者登録した者のリストを交換する。競技者リストには、少なくとも以下の内容を記述する。

競技者の氏名、競技者番号、連絡先（住所・電話番号または電子メールアドレス）、生年月日

なお、競技者登録者が「競技者登録に関する規則」3.1 項(1)または(2)によらず、当細則の1.1 項(1)または(2)に該当する場合は、備考欄にその内容を記載する。
- 2.5 正会員は競技者から複数年度分を受け付けてもよいが、JOAへは年度単位で通知する。
- 2.6 JOAと正会員は、競技者が納めた登録料を、別表のように按分する。

### 3. JOAへの事務返戻

- 3.1 競技者受付業務を正会員自身が行うのに困難が生ずる場合は、競技者登録事務をJOAに返戻することができる。

- 3.2 事務返戻を希望する正会員は、JOA 事務局へ競技者登録事務返戻申請書を提出する。申請書を受領した JOA 事務局はただちに正会員に対して承諾書を送付する。  
事務返戻した正会員のリストは、JOA が適時公示する。
- 3.3 JOA が事務返戻を受けた場合、「1.競技者登録」に基づいて事務を行う。
- 3.4 業務返戻した場合の競技者登録料は、全額 JOA の収入とする。

#### 4. 一時登録

- 4.1 一時登録をしようとする者は、大会参加申込書にその旨を記入し、所定の大会申込料に一時登録料を加えた金額を添えて、大会参加申込みを行う。一時登録者には競技者登録番号は採番されない。
- 4.2 JOA が主催する大会の場合は、JOA が一時登録を受け付ける。一時登録料は JOA の収入とする。
- 4.3 JOA が公認する大会の場合は、主催者が一時登録を受け付ける。その登録料は JOA と主催者で別表のように按分する。主催者は JOA に対して、大会報告書とともに一時登録した者のリストを提出する。

#### 5. 競技者登録名簿の管理

- 5.1 JOA は競技者登録した者の一覧名簿を作成・管理し、登録番号と氏名を適宜公示する。公示は原則としてホームページを通じて行い、毎年初めに前月の登録を加えて更新する。ただし、前月の登録がない場合は、この限りではない。
- 5.2 競技者登録番号の管理については、各正会員が責任を負う。
- 5.3 JOA は競技者の便宜を図るために、競技者登録の事務を返戻した正会員の一覧を適時公示する。JOA は必要に応じて公認大会の主催者に対し、最新の競技者登録一覧名簿を送付する。

#### 6. 競技者登録番号

競技者登録番号は 8 桁とし、「xxx-xx-xxx」で表記する。

<1 桁目> 性別 1: 男 2: 女

<2~3 桁目> 出生年度 西暦の下 2 桁を使用。ただし早生まれの場合は前年とする。  
(例えば昭和 39 年 3 月生まれの者は「63」となる。)

<4~5 桁目> 都道府県番号 01: 北海道 ~ 47: 沖縄県

<6~8 桁目> 通番 5 桁目までが同一の競技者を区別するための枝番。  
000 ~ 999 を使用してユニークになるように採番する。

(例) 275-13-120 東京都に昭和 50 年生まれ女子の 120 番で登録した競技者

#### 7. 学連登録

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、学連という）に登録している者は、本規則で定める競技者登録の有無にかかわらず、学連または学連に加盟している団体が主催する公認

大会に出場することができる。

平成 20 年 3 月 2 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正

## 別 表

## 競技者登録の登録料

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

競技者登録に関する規則 5 項に基づき、競技者登録の登録料を以下のように定める。

年間登録	登録料	うち正会員収入	うち JOA 収入
19 歳以上)	2,000 円	1,000 円	1,000 円
19 歳以上 (学生*)	1,000 円	500 円	500 円
16～18 歳	500 円	250 円	250 円
15 歳以下	0 円	0 円	0 円

  

一時登録 **	登録料	うち主催者収入	うち JOA 収入
16 歳以上	500 円	300 円	200 円
15 歳以下	0 円	0 円	0 円

\* 学生とは、大学生、大学院生、高等専門学校生およびそれに準ずる者

\*\* 一時登録料は一大会あたりとする。複数日大会、複数レース大会（予選・決勝方式を除く）の場合は一レースあたりの料金とする。